

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年8月5日（令和3年（行情）諮問第308号）

答申日：令和4年6月27日（令和4年度（行情）答申第93号）

事件名：「航空自衛隊教範04-123-1 機能教範 輸送」等の一部開示
決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月31日付け防官文第18541号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）（別添1（省略））である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合

にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

ア 意見1：対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、電磁的記録の開示実施にあたっては以下の通り定めている。

文書又は図面について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂くことが必要である。（20頁）

上記指針に従い、法の所管官庁である総務省も、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている【別添1（省略）】。また諮問庁も過去における開示決定（防官文第980号）【別添2（省略）】でWordファイルを特定・明示している。

本件決定において諮問庁は、電磁的記録に関して特定及びその教示を行っておらず、国の統一指針に反しているため、この点についてやり直すべきである。

イ 意見2：本件対象文書には「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在する。

諮問庁の説明によれば、複写の交付に当たっては、開示請求者が電磁的記録の複写を請求しても、「文書の内容と関わりのない情報」の付随を避ける必要な措置として、一旦用紙に印刷して、その印刷

物をスキャナで取り込むという、開示請求者が指定した開示実施方法と異なる方法で複写の交付が恒常的に行われている【別添3（省略）】。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在することは明らかで、これについても開示・不開示の判断が改めて行われるべきである。

ウ 意見3：「履歴情報」とは別添4（省略。以下同じ）で説明されている機能で記録された情報である。

審査請求人が主張する「履歴情報」とは、別添4で説明されている機能を利用して記録された情報である。

この点を諮問庁は理解せず、存在しないと主張しているかもしれないので、改めて確認を求めるものである。

エ 意見4：「保存されている状態になく」という諮問庁の主張が事実か、審査会は電磁的記録を提出させて確認するべきである。

諮問庁は過去において「所蔵しても所有せず」との理屈を基に保存している文書の不開示決定を行っている【別添5（省略）】。

こうした諮問庁の態度を鑑みれば、「保存されている状態になく」という主張を真に受けるべきでなく、審査会は諮問庁に当該文書（電磁的記録）を提出させ、確認するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「空自教範「輸送」。*改正理由書のたぐいがあればそれも含む。**電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる本件対象文書（文書1及び文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年7月22日付け防官文第13453号により、本件対象文書のそれぞれの表紙について、法9条1項の規定に基づき開示決定（以下「先行決定」という。）を行った後、同年10月31日付け防官文第18541号により、本件対象文書の表紙を除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年11か月及び約4年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条の該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、文書1の電磁的記録はPDFファイル形式並びにPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及び表計算ソフトにより作成された文書である。また、文書2の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、それぞれPDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。」として、紙媒体についても特定を求めるが、原処分において紙媒体を特定している。

- (5) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月2日 審議
- ④ 同月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年5月24日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる2文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は先行決定に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、輸送の機能に関する基本的事項について明らかにし、教育訓練の準拠を示すことを目的とした文書であるところ、本件対象文書の不開示部分には、輸送の特性、輸送能力、輸送態勢及び輸送手法等に関する事項が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。
- (2) 当該部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。
- (3) しかしながら、別表2に掲げる部分は、本件対象文書の既に開示され

ている部分から容易に推測できる内容であり，これを公にしたとしても，国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから，法5条3号に該当せず，開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については，別表2に掲げる部分を除いた部分は，同号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別表2に掲げる部分は，同号に該当せず，開示すべきである。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

文書1 航空自衛隊教範04-123-1（JAFM04-123-1）機能
教範 輸送 航空幕僚監部 平成26年4月（表紙を除く。）

文書2 「新旧対比表」（機能教範「輸送」（草案））（表紙を除く。）

別表 1 (原処分において不開示とした部分と理由)

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	目次, 本文 1 頁ないし 6 頁, 12 頁, 14 頁, 15 頁, 18 頁ないし 21 頁及び 23 頁ないし 25 頁のそれぞれ一部	自衛隊の行動に係る情報であり, これを公にすることにより, 輸送に関する航空自衛隊の能力及び運用要領が推察され, 自衛隊の任務
文書 2	本文 2 頁, 3 頁, 6 頁ないし 14 頁, 24 頁ないし 26 頁, 30 頁ないし 32 頁, 39 頁ないし 46 頁及び別表第 1 ないし別表第 3 のそれぞれ一部	の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

別表 2 (開示すべき部分)

文書 1	本文 19 頁「9.3 要旨」の本文 3 行目 10 文字目及び 11 文字目
------	---